

対象期間を延長

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける

中小事業者の方の「資金繰り」を支援します

新型コロナウイルス感染症対策 信用保証料補給制度を開始

| | |
|------|---|
| 対象者 | 次の①～④すべてに該当する方 ① 市内に店舗又は事業所を有する中小事業者 ② 多治見市から新型コロナウイルス感染症によるセーフティネット保証4号認定、セーフティネット保証5号認定、危機関連保証認定を受けた方 ③ 令和2年3月2日から令和3年6月30日まで(裏面参照)に信用保証料補給対象融資を受けた方 ※各制度融資ごとで融資申込期限、融資実行期限が異なりますのでご注意ください。 ④ 市税等に滞納がない方 |
| 対象融資 | 岐阜県中小企業資金融資制度 ① 新型コロナウイルス感染症対策資金(セーフティネット保証4号認定) ※短期事業資金(償還期間が1年以内の運転資金)の場合、県が全額補給のため対象外となります ② 危機関連対応資金(危機関連保証認定) ③ 新型コロナウイルス感染症対応資金(セーフティネット保証5号認定・保証料負担がある方) |
| 補給額 | 融資実行時に支払う信用保証料の額(上限10万円・100円未満切り捨て) ※1事業者1回のみ ※分割支払の場合、1回目の信用保証料のみ対象 |
| 申請期間 | 融資実行日から30日以内 |
| 必要書類 | ① 信用保証料補給申請書 ② 貸付証明書(金融機関作成) ③ 同意書 ④ 信用保証料補給金請求書 ⑤ 信用保証決定のお知らせ(写)(岐阜県信用保証協会発行) |
| 申請先 | 多治見市役所産業観光課(本庁舎1階) |

お問い合わせ先

多治見市役所 産業観光課 企業支援グループ (本庁舎1階)

TEL: 0572-22-1252 (ダイヤルイン)

FAX: 0572-25-3400

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地



本制度対象の岐阜県中小企業資金融資制度概要

①新型コロナウイルス感染症対策資金（災害復旧資金）

| | |
|-------|---|
| 対象要件 | セーフティネット保証4号認定を受けた方 |
| 融資条件 | 融資限度額：運転・設備 8,000万円 償還期間：運転資金 7年以内（据置1年） 設備資金 10年以内（据置1年） 融資利率：年1.0% 信用保証料：年0.5%（※県補給後） |
| 申込期間 | 令和2年3月5日～令和3年3月10日 まで |
| 融資実行日 | 令和3年3月31日 まで |
| 申込先 | 県内各金融機関 |

②危機関連対応資金

| | |
|-------|---|
| 対象要件 | 危機関連保証認定を受けた方 |
| 融資条件 | 融資限度額：運転・設備 1億円 償還期間：運転資金 7年以内（据置1年） 設備資金 10年以内（据置1年） 融資利率：年1.0% 信用保証料：年0.6%（※県補給後） |
| 申込期間 | 令和2年3月13日～令和3年6月30日 まで |
| 融資実行日 | 令和3年6月30日 まで |
| 申込先 | 県内各金融機関 |

③新型コロナウイルス感染症対応資金

| | |
|-------|---|
| 対象要件 | セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた方 |
| 融資条件 | 融資限度額：運転・設備 6,000万円 償還期間：運転・設備 10年以内（据置5年） 融資利率：年1.4% 信用保証料：年0.85% (経営者保証免除対応適用の場合は、年1.05%) |
| その他 | 条件により、利子および信用保証料の補給あり 詳細については、制度融資概要等をご参照ください |
| 申込期間 | 令和2年5月1日～令和3年3月31日 まで |
| 融資実行日 | 令和3年5月31日 まで |
| 申込先 | 県内各金融機関 |